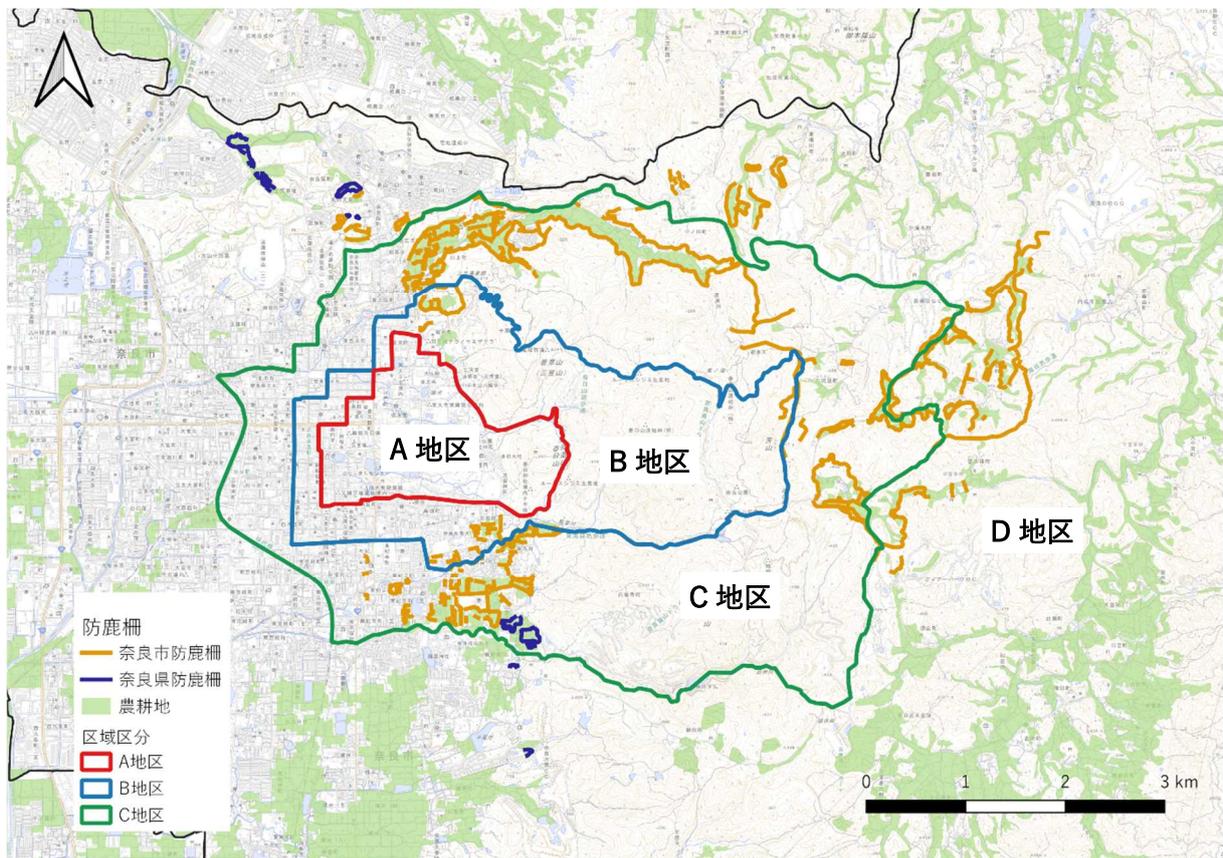


保護地区（A、B地区）、緩衝地区（C地区）における 防鹿柵の設置状況

農作物をシカの食害から守る防鹿柵の設置主体は、奈良市と鹿害阻止農家組合、奈良県、農業従事者（自助努力）の3種類がある。このうち、令和4年度までに、奈良市と鹿害阻止農家組合が設置主体となる「鹿害防止柵設置事業」（図1：奈良市防鹿柵）による防鹿柵は鹿害阻止農家組合に加入している地区において、緩衝地区（C地区）、管理地区（D地区）を中心に総延長で54,105m、奈良県が設置主体となる「奈良の鹿保護育成事業」（図1：奈良県防鹿柵）による防鹿柵は鹿害防止柵設置事業により柵が設置できない地区の緩衝地区（C地区）、管理地区（D地区）を中心に3,846mが設置されている（図1、表1）。

なお、奈良市と鹿害阻止農家組合による防鹿柵は、鹿害阻止農家組合に加入している地区（審議資料2-1 図1参照）に柵の資材を提供することにより各地区が設置している。また、奈良県による防鹿柵は、「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」に基づき設置地区を選定し、奈良県が設置している。



出典：鹿による農作物被害状況調査報告書（令和4年度）より県設置柵を追加し作成

図1 防鹿柵設置箇所

表1 防鹿柵の延長（令和4年度まで）

事業名・事業主体	設置期間	延長（m）
鹿害防止柵設置事業 （奈良市、鹿害阻止農家組合）	昭和62年度～令和4年度	54,105
奈良の鹿保護育成事業（奈良県）	平成26年度～令和4年度	3,846

出典：鹿による農作物被害状況調査報告書（令和4年度）より県設置柵を追加し作成